

【平成23年度 輸送の安全に関する取り組み報告書】

九州産交観光株式会社

弊社におきましては、『お客様の安全輸送』を第一に、これを肝に銘じて輸送の安全に関して、以下の取り組みを行っています。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況（事故に関する統計）

①平成23年度、目標

- ◎人身事故の絶無
- ◎物損事故の絶無

②平成22年度事故件数（自動車事故報告規則第2条に基づく件数）

	21年度件数	22年度件数
人身事故	0件	0件
物損事故	0件	0件
合計	0件	0件

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- ・安全管理規程施行細則 別表 1-1～1-5 参照

4. 事故、災害等に関する報告連絡体制

- ・安全管理規程施行細則 別表 1-1～1-5 参照

5. 輸送の安全に関する重点対策

- ①輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ・輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- ②九州産交グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

6.輸送の安全に関する取り組み

弊社では、月1回の所長定例会を開催し事事故例を基に、各営業所間の情報の共有化を図り、事故の再発防止に努め安全マネジメントの推進を図っています。

- ①乗務員の年間教育の実施
- ②車両代替えによる安全輸送の確保
- ③法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- ④事故防止委員会の定期的開催
 - ・営業所での開催（年3回）
 - ・本社での全体開催（年3回）
 - ・定期営業所巡回（月1回）

7. 輸送の安全に関する教育及び研修実績

弊社におきましては、新人教育は当然の事ながら入社後3年未満のフォロー教育や、入社経過年数に応じたリフレッシュ教育を実施し、安全教育に努めています。又、各段階共に特別教育や社外講師招聘教育等により、運転技術の向上・乗務員のサービス意識の向上を図っています。

尚、22年度からは、NASVAの適正診断機による個人教育の強化に努めております。

【平成22年度九州産交バスグループ教育の実績】

①新人教育	(18名)
②フォロー教育	(74名)
③リフレッシュ教育	(75名)
④特別教育・添乗教育等	(74名)
⑤社外講師招聘教育	(142名)
⑥運行管理者教育	(94名)
⑦乗務アドバイザー教育	(33名)
⑧貸切教育	(14名)
⑨高速登用教育	(3名)
⑩出向教育	(6名)
⑪リムジン教育	(10名)

【平成23年度九州産交バスグループ教育の計画】

- ①社外コンサルタントによる教育
- ②新人教育
- ③リフレッシュ教育
- ④特別教育・添乗教育等
- ⑤運行管理者教育
- ⑥乗務アドバイザー教育
- ⑦高速登用教育

・教育体系については、安全管理規程施行細則 別表2-1~2~2参照

8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- ①各営業所、社長等による巡回（月 1回実施）/2営業所
- ②九州産業交通ホールディングス監査室による実施（年 1回実施）
- ③管理部による監査の実施（年 2回実施）

・指摘事項につきましては、順次改善措置を行っています。

9. 安全管理規程及び安全管理規程施行細則全文

- ①安全管理規程（1~4ページ） 参照
- ②安全管理規程施行細則（1~2ページ） 参照

10. 安全統括管理者

取締役統括本部長 有村 謙一

